

筑西広域市町村圏事務組合職員の分限に関する条例

昭和 46 年 4 月 1 日条例第 3 号

改正 平成 9 年 3 月 31 日条例第 2 号

平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(職員の分限)

第 1 条 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づく職員の分限に関する手続及び効果に関しては、筑西市職員の分限に関する条例 (平成 17 年筑西市条例第 24 号) の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。